

様式例（その1）（規則第5条、第6条、

300m²未満の場合、専用の整備項目表を使用して下さい。
(ただし、別表第1(1)から(6)の都市施設を除く。)

特定都市施設整備項目表（建築物）（記載例）

施設の所在地	津山市山北〇〇	届出（協議書）と同様、地名地番が複数ある場合は、代表の地名地番を記入して下さい。
施設の名称	ツヤマビルディング	両開戸の内法寸法は、片開扉の有効開口寸法となります。（自動扉は除く）

項目	小項目	主な整備基準			適合欄	備考
(1)出入口	地上へ通じる出入口	ア	幅は、内法のり 80 cm以上		<input type="radio"/>	
		イ	車いすが円滑に通行可能な戸		<input type="radio"/>	
		ウ	車いすの支障となる段差の解消		<input type="radio"/>	
		エ	床面は、水平面の確保		<input type="radio"/>	
(2)敷地内の通路	1)通路	1	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		<input type="radio"/>	
		2	段を設ける場合は、「(4)階段」に同じ		<input type="radio"/>	
		3	表面には、排水溝を設けない。排水溝を設ける場合は、つえ、車いすの前輪が落ち込みにくいふたとする。		-	
		2)道等に至る	4	ア 幅員は、内法のり 120 cm以上	<input type="radio"/>	
	2)道等に至る	1以上	整備対象項目で、該当する施設がない場合は使用者用「-」を明記して下さい。		<input type="radio"/>	
		3)傾斜路	5	ア 幅は、内法のり 120 cm以上、段併設の場合 90 cm以上	<input type="radio"/>	
			イ 勾配 1/12 以下。高低差 16 cm以下は 1/8 以下		<input checked="" type="radio"/>	高低差が 2 cm以下でゆるやかなすりつけを行った段は適合とみなします。
			ウ 高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊場の設置		<input type="radio"/>	敷地が狭小のため
		やむを得ず適合できない場合は、×を明記し、備考欄に適合しない理由を明示して下さい。			<input type="radio"/>	
			オ 表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		<input type="radio"/>	
			カ 傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫		<input type="radio"/>	
(3)廊下等及び各室の出入口	1)廊下	1	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		<input type="radio"/>	
		2	段を設ける場合は、「(4)階段」に同じ		-	
		3	ア 幅は、内法のり 120 cm以上		<input type="radio"/>	
		イ	車いす回転スペースの確保（末端及び 50m 以内ごと）		<input type="radio"/>	
	2)傾斜路	ア	ウ 高低差がある場合、傾斜路又は車いす使用者用特殊構造昇降機の設置		-	
		イ	エ 地上へ通ずる出入口及びエレベーターの昇降路の出入口に接する部分は、水平面を確保		<input type="radio"/>	
		ウ	高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊場の設置		-	
		エ	オ 勾配 1/12 以下。高低差 16 cm以下は 1/8 以下		<input type="radio"/>	
	3)各室の出入口	4	高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊場の設置		-	
		エ	カ エレベーター		<input type="radio"/>	
		オ	ウ 高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊場の設置		<input type="radio"/>	
		カ	エ 勾配 1/12 以下。高低差 16 cm以下は 1/8 以下		<input type="radio"/>	
		高低差が 2 cm以下でゆるやかなすりつけを行った段は適合とみなします。			<input type="radio"/>	
			ア 出入口の幅は、内法のり 80 cm以上		<input type="radio"/>	
			イ 車いすが円滑に通行可能な戸		<input type="radio"/>	
			ウ 車いすの支障となる段差の解消		<input type="radio"/>	

(4) 階段	階段		ア	手すりの設置	<input checked="" type="checkbox"/>	
			イ	主たる階段の回り段の禁止		
			ウ	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ		
			エ	段は、識別しやすくつまづきにくいもの		
(5) 便所	1) 腰掛式便器	1		多数の者が利用する階に便所を設ける場合は 1 以上	<input checked="" type="checkbox"/>	
				腰掛式便器、手すりの設置		
	2) 男子用小便器	2		多数の者が利用する各階に男子便所を設ける場合は 1 以上	<input checked="" type="checkbox"/>	
				床置式小便器、手すりの設置		
(6) 車いす使用者用便所	車いす使用者 使用者 車いす 車いす使用者 車いす使用者 車いす使用者 車いす使用者 車いす使用者 車いす使用者 車いす使用者			多数の者が利用する便所を設ける場合は 1 以上	<input checked="" type="checkbox"/>	
			ア	車いすで円滑に利用できる広さ、腰掛式便器、手すりの設置		
			イ	出入口の幅は、内法のり 80 cm 以上		
			ウ	車いすが円滑に通行可能な戸		
			エ	表面は、濡れても滑りにくい仕上げ		
			オ	車いすで円滑に利用できる高さ及びけこみに配慮した洗面器		
			カ	操作が容易な水栓器具		
			キ	車いすで円滑に利用できる鏡の設置		
			ク	車いす使用者用である旨の表示		
(7) 駐車施設	1) 車いす使用者用駐車施設			多数の者が利用する駐車場で、50 台以下の場合は 1 台以上、50 台を超える場合は 50 台ごとに 1 台加算した数	<input checked="" type="checkbox"/>	
			ア	「(1) 出入口」に近い位置		
			イ	幅は、350 cm 以上		
			ウ	車いす使用者用である旨の表示		
			エ	床面は、水平面を確保		
(8) 視覚障害者を誘導する装置	2) 通路			「(2) 敷地内の通路」と同じ	<input checked="" type="checkbox"/>	
(9) エレベーター	エレベーター		1	ア 誘導用床材又は音声誘導装置の設置等	<input checked="" type="checkbox"/>	
			イ	傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設		
			ウ	車路に接する部分等に注意喚起用床材の敷設		
			エ	段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設		
			2	ア 誘導用床材又は音声誘導装置の設置等		
			イ	傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設		
			ウ	段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設		
			3	ア 傾斜路の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設		
			4	ア 段の上端及び下端に接する部分に注意喚起用床材の敷設		

操作が容易な水栓器具とは、レバーハンドル、自動水栓等を示します。平面図へ水栓器具を明示します。

適合の有無がわかるよう、ピクトサイン図（カラー）及び平面図へ設置位置を明示した図面が必要です。

車いす使用者用便房を設置する場合は、展開図へ手すり・鏡等の位置及び高さ等の寸法を明示します。

(7) 駐車施設	1) 車いす使用者用駐車施設			多数の者が利用する駐車場で、50 台以下の場合は 1 台以上、50 台を超える場合は 50 台ごとに 1 台加算した数	<input checked="" type="checkbox"/>	
			ア	「(1) 出入口」に近い位置		
			イ	幅は、350 cm 以上		
			ウ	車いす使用者用である旨の表示		
			エ	床面は、水平面を確保		
(8) 視覚障害者を誘導する装置	2) 通路			「(2) 敷地内の通路」と同じ	<input checked="" type="checkbox"/>	

車いす使用者表示とは、駐車看板及び路面部分の両方に駐車表示が必要となります。（駐車線を白線以外とする場合は協議が必要です）

誘導用床材を黄色以外で使用する場合は協議が必要です。
音声誘導装置（インターホン）には、「御用の方はボタンを押して下さい」と明記した看板を設置してください。

			ウ かご内の平面形状は、車いすの転回に支障のないもの		
			エ 戸の開閉を確認することができる鏡の設置		
			オ 手すりの設置		
			カ 停止予定階、現在位置の表示装置の設置		
			キ かご内に到着する階、戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置		
			ク 出入口の幅は、内法のり 80 cm以上		
			ケ かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置		
			コ かご内及び乗降ロビーに視覚障害者に配慮した点字による表示		
			サ 乗降ロビーの幅、奥行きは、内法のり 150 cm以上		
			シ 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置(かごに設けられている場合を除く。)		
(10) 受付カウンタ一及び記載台	受付カウンタ一及び記載台		受付にカウンター等を設ける場合は 1 以上		
			車いす使用者が円滑に利用できるように高さ、けこみに配慮	—	
(11) 公衆電話所	1) 公衆電話所	1	公衆電話所を設ける場合は 1 以上		
			車いす使用者が円滑に利用できるように高さ、けこみに配慮	—	
	2) 出入口	2	幅は、内法のり 80 cm以上	—	
			車いすが円滑に通行可能な戸	—	
			車いすの支障となる段差の解消	—	
(12) 券売機	券売機		券売機を設ける場合は 1 以上		
			ア 車いす使用者が円滑に利用できる高さ等に配慮した金銭投入口及び操作ボタン	—	
			イ 投入口、操作ボタンは点字の表示を併用	—	
(13) 改札口及びレジ通路	改札口、レジ通路		改札口等を設ける場合は 1 以上		
			ア 幅は、内法のり 80 cm以上	○	
			イ 戸を設ける場合は、車いすで円滑に通過できる戸	—	
			ウ 段差の解消	○	
			エ 床面は、水平面の確保	○	
(14) 館内案内板	館内案内板		館内案内板を設ける場合は 1 以上		
			ア 案内板の文字の大きさ、明度の大きい色などに配慮した分かりやすい表示	○	
			イ 点字による表示を併用	○	
			ウ 車いす使用者用便房がある場合に位置を表示	○	
(15) 観客席	1) 車いす使用者用観客席、観覧席	1	固定した客席を設ける場合		
			客席数が 100 席以下の場合 1 席以上、100 席を超える 400 席以下の場合 2 席以上、400 席を超える場合は 200 席ごとに 1 席加算した数(但し 10 席を超える場合は 10 席以上とする)	—	
			ア 幅は内法のり 85 cm以上、奥行きの内法のり 120 cm以上	—	
			イ 床面は、水平面の確保	—	
			表面は、滑りにくい仕上げ	—	

整備対象項目ではない場合、「/」とする。

受付カウンタ一及び記載台を設置する場合は、申請図書に断面図(高さ、幅、記載台寸法等を明示)の添付が必要です。

館内案内板を設ける場合は、申請図書にカラーの案内版図面の添付が必要です。

		ウ	前面及び側面に、落下防止の措置	—	
2) 出入口から客席への通路	2	幅は内法のり 120 cm以上	—		
		高低差がある場合、車いす使用者用特殊構造昇降機又は傾斜路の設置	—		
		勾配 1/12 以下。高低差 16 cm以下は 1/8 以下	—		
		高さ 75 cm以内ごとに踏幅 150 cm以上の踊場の設置	—		
		手すりの設置	—		
		表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ	—		
		傾斜路とその他通路が識別しやすい工夫	—		
(16) 洗面所	洗面所	多数の者が利用する洗面所を設ける場合は 1 以上			
便所以外で洗面器が個別に 2 個以上設置されている場合が対象となります。					
(17) 浴室	浴室、脱衣室	ア	表面は、粗面又は滑りにくい材料で仕上げ	○	
		イ	車いすで円滑に利用できる高さ及びけこみに配慮した洗面器	○	
		ウ	操作が容易な水栓器具	○	
		エ	車いすで円滑に利用できる鏡の設置	○	
		多数の者が利用する浴室を設ける場合は 1 以上			
		ア	出入口の幅は、内法のり 80 cm以上	—	
		イ	出入口の段差の解消	—	
(18) 更衣室等	更衣室、シャワー室	ウ	車いすで円滑に通行可能な戸	—	
		エ	手すりの設置	—	
		オ	表面は、濡れても滑りにくい仕上げ	—	
		カ	操作が容易な水栓器具	—	
		多数の者が利用する更衣室等を設ける場合は 1 以上			
		ア	出入口の幅は、内法のり 80 cm以上	—	
		イ	出入口の段差の解消	—	
(19) 授乳場所	授乳場所	ウ	車いすで円滑に通行可能な戸	—	
		エ	表面は、濡れても滑りにくい仕上げ	—	
		オ	手すりの設置	—	
		カ	操作が容易な水栓器具	—	
		官公庁舎施設（ア～ウ）、文化教養施設、物品販売店舗、公共交通機関の施設で用途面積 5,000 m ² 以上のものに 1 以上			
		授乳ができる場所の確保、乳幼児用ベッド等の設置	—		
		官公庁舎施設（ア～ウ）、文化教養施設、集会施設、興行施設、物品販売店舗、公共交通機関の施設で用途面積 2,000 m ² 以上のものに 1 以上			
(20) おむつ交換台	おむつ交換台	おむつ交換台を設置	—		
		官公庁舎施設（ア～ウ）、文化教養施設、集会施設、興行施設、物品販売店舗、公共交通機関の施設で用途面積 2,000 m ² 以上のものに 1 以上			
		官公庁舎施設（ア～ウ）、文化教養施設、集会施設、興行施設、物品販売店舗、公共交通機関の施設で用途面積 2,000 m ² 以上のものに 1 以上			
(21) 乳幼児いす	乳幼児いす	便房内に乳幼児用のいすを設置	—		
		官公庁舎施設（ア～ウ）、文化教養施設、集会施設、興行施設、物品販売店舗、公共交通機関の施設で用途面積 2,000 m ² 以上のものに 1 以上			
(22) 客室	車いす使用者用客室	客室数が 100 室以上の宿泊施設で、総客室数に 50 分の 1 を乗じた整数以上の数を設置（但し 8 室を超える場合は 8 室とする）			
		ア 出入口の幅は、内法のり 80 cm以上			
		車いすで円滑に通行可能な戸			

			出入口の段差の解消		
イ			客室内部に「(6)車いす使用者用便房」の構造のものを設置		
ウ			客室内部に浴室を設ける場合「(16)洗面所」「(17)浴室」の構造のものを設置		
エ			室内は、車いす使用者が円滑に利用できる広さを確保		

- 備考**
- 適合欄に「○」をつけてください。対象となる区分がない場合は「-」を記載してください。
 - この整備基準への適合状況表の届出等の対象となる項目について記載してください。
 - 整備基準の適合状況を添付図面に明示してください。